様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2025年11月14日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）きゃすれーでぃーぷいのべーしょんずかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 Ｃａｓｌｅｙ　Ｄｅｅｐ　Ｉｎｎｏｖａｔｉｏｎｓ株式会社  （ふりがな）すながわ　かずまさ  （法人の場合）代表者の氏名 砂川　和雅  住所　〒150-6090  東京都 渋谷区 恵比寿４丁目２０－４グラススクエアＢ１Ｆ－ＰＯＲＴＡＬＰＯＩＮＴ・Ｅｂｉｓｕ－ＦＤ－３３  法人番号　5011001153541  　情報処理の促進に関する法律第２８条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DXへの取り組み | | 公表日 | ①　2023年 8月31日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ内Blogに掲載  　https://www.casleydi.co.jp/blog/jivf\_m7x15/  　DX推進の方向性 | | 記載内容抜粋 | ①　●デジタル技術の進化による環境の変化が企業にもたらす影響  IT技術の進化に伴い、業界全体でデジタル化が加速し、企業は急激な市場変化への適応を求められています。クラウド、AI、IoTの普及により、ビジネス環境が急速に変化しており、競争優位性を維持するためにはDXの推進が不可欠となっています。また、企業の競争力を高めるためには、業務の効率化と労働生産性の向上が必須です。生成AIやノーコードアプリケーション、ブロックチェーンやクラウド活用による自動化技術の導入が求められるほか、リモートワークの普及により、セキュアかつ効率的なITインフラの整備が必要となってきています。さらに、世界中で深刻化しているセキュリティ課題や、サイバー攻撃の高度化により企業の情報資産が狙われている脅威的な現状を踏まえ、データの保護とプライバシー対策の強化が急務となっています。  ●DX推進に向けた経営ビジョン  経営理念として、「世界が驚く先進技術とアイデアで社会課題を解決し、安心と喜びが実感できる世界をweb3.0で創造する」を掲げています。  創業当初より、“Creating Shared Value”（CSV：共益価値の創造戦略）を軸に、経済的価値と社会的価値の両立を念頭に置き、革新的なディープテックで社会課題を解決する事業を行って参りました。積極的なDXの推進によって新たな価値を生み出し、「CSV × IT」によって共益価値の創造を発展させ、先進技術とアイデアで持続可能かつ豊かな社会を実現することを目指します。  ●ビジネスモデルの方向性  お客様・会社・従業員・社会、４方良しとなるようなビジネスモデルを web3.0 で実現することで、日本や世界の企業の模範となるような経済的・社会的に優れた事業を作り、教科書に載るような産業上のマイルストーンを創成したいと考えています。  弊社は、ディープテック領域のシステム開発／プロダクト開発事業として、web3.0、XR、AI等、先端技術領域に関する研究開発・コンサルティング・システム開発・プロダクト販売等を行っています。また、プロジェクトイネーブルメント®事業では、システム開発プロジェクトに特化した、PM・システムエンジニアリング・独自プロダクト・支援サービス等を提供しています。  弊社の強みを生かしたビジネスを展開すると同時に、新たな社会的価値の提供、業務効率化、セキュリティリスクの管理、そして日本発の先端技術を活かしたグローバルな課題解決に対して戦略的に取り組んで参ります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　2023年8月14日開催の経営会議にて承認  ※取締役会設置会社ではないため、取締役会に準ずる機関である経営会議において承認 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DXへの取り組み | | 公表日 | ①　2023年 8月31日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ内Blogに掲載  　https://www.casleydi.co.jp/blog/jivf\_m7x15/  　DX推進の戦略 | | 記載内容抜粋 | ①　DX推進の具体的な戦略として、各業務および自社サービスから取得する利用データ・業務ログ・工数データなどを収集・分析し、その結果を業務改善、サービス品質向上、生産性向上に活かします。  ●自社サービスの提供  ・最先端技術と開発力を活かした自社サービスの提供により、公的機関や企業が抱えるセキュリティ課題の解決に貢献します。  ・人×ツール×開発エンジニアリングを組み合わせたハイブリッドSaaSによってプロジェクトを推進し、事業の成功確率を高めるサービスを展開します。  ●業務効率化  ・デジタル技術の積極的な導入と活用により、生産性と創造性の向上を図ります。  ・SDGsの観点から、自社のペーパーレス化に努めます。  ●DX人材の創出  ・リモートワーク体制を構築し、業務の柔軟性および生産性の向上を実現します。  ・柔軟かつ多様な働き方を実現することで、優秀な人材を獲得し育成します。  ・協力して自走する社風により、より良い開発環境を提供します。また、職種間での協力及び積極的なコミュニケーションにより、「新しい挑戦」への取り組みを促進します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　2023年8月14日開催の経営会議にて承認  ※取締役会設置会社ではないため、取締役会に準ずる機関である経営会議において承認 |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DXへの取り組み  　DX推進の体制 | | 記載内容抜粋 | ①　●組織体制  代表取締役が総責任者として各部門の責任者を指揮し、DX戦略を推進していきます。定期的に開催される経営会議において推進状況を確認し、今後の戦略を随時検討・立案します。また、外部イベントや講座への参画を通じてデジタル技術に関わる最新動向や海外事例を積極的に収集し、DX戦略に取り入れていきます。なお、お客様向けのＤＸソリューション提供に向けた取り組みについては、部門間で協力体制を構築し、横断的に連携を取りながら進めていきます。  ●人材の育成・確保  DX人材の育成のため、社内において技術的なスキルアップ研修や勉強会を定期的に開催するほか、外部研修や講座の受講を推奨し、ＤＸに対する意識とリテラシーの向上を図ります。また、DX人材を確保するため、インターンシップ制度を導入し、早期段階から未来のDX人材の発掘と育成に取り組んでいきます。 |  1. 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DXへの取り組み  　DX推進の環境整備 | | 記載内容抜粋 | ①　DX推進の環境整備として、以下に取り組みます。  ・自社プロダクトでもある社内コミュニケーションツールの導入  ・ブロックチェーン、生成AI、IoT等の最新技術の導入  ・クラウドサービスの活用  ・CRMシステムデータ分析基盤の構築  ・セキュアなリモートワーク環境の整備  ・現場が自ら意思決定できる分散型自立組織の確立 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DXへの取り組み | | 公表日 | ①　2023年 8月31日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ内Blogに掲載  　https://www.casleydi.co.jp/blog/jivf\_m7x15/  　DX推進の指標 | | 記載内容抜粋 | ①　以下の指標を基に、定期的に開催される経営会議で評価を行い、DX推進の取り組みを効果的に進めていきます。  ・お取引先数  ・新技術の導入件数  ・顧客へのDX支援の件数  ・業務効率化に関する改善事項の件数、ペーパーレス化による印刷枚数の削減率  ・業務プロセスにおける生成AIの活用率、それに伴うコスト削減率  ・DX関連の研修や講座の受講率 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2023年 8月31日 | | 発信方法 | ①　DXへの取り組み  　当社ホームページ内Blogに掲載  　https://www.casleydi.co.jp/blog/jivf\_m7x15/  　代表メッセージ | | 発信内容 | ①　当社ウェブサイトにおいて、代表取締役がDX戦略における経営ビジョンを以下の内容で発信。  Increasing the Possibles  世界の未来にとって、よりよいことを。  創業当時からのビジョンと信念に従い、経済的価値とともに社会的価値を追求しています。  そしてこれからも、「CSV × IT」によって共益価値の創造をどこまでも発展させていくために、自社のDXの取り組みを加速させ、日本や世界の企業の模範となるような経済的・社会的に優れた企業を目指して邁進していく所存です。  代表取締役　砂川和雅 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年 7月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施している。本申請の際に「DX推進指標」の自己診断フォーマットを添付する。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年 4月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づき自己宣言（二つ星）を行っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。